



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

三寒四温といいますが、ここ最近気温の変動が大きく、未だにコート（ダウン）がなんとなく手放せない日が続いていますね。ハクモクレンもあっという間に満開になってしましましたが、桜の開花はもう少し先のようです。体調管理にはくれぐれもお気をつけてお過ごしください。



今回は、求人広告掲載の注意点と被害が広がる無料求人広告サイトに関する記事、違法な仮差押申立後に取引先と新たな取引がされなくなったことによる損害に関する最近の裁判例についての記事が弁護士が作成しましたオリジナルのものです。法律以外の記事は今回はマーケティングに関するものになります。

良い会社作りのお手伝いをしたいという思いのもと、時期ごとの挨拶としてお受け取り頂ければ幸甚です。

また、4月22日（月）には弊事務所主催の第14回「勁い（つよい）草となるための」勉強会を行います。今回のテーマは「情報管理にあたって注意すべき事柄とは？～採用・ワーク・健康情報に関わることを中心に～」です。まだご参加を受付しておりますので、振るってのお申込みお待ちしております。

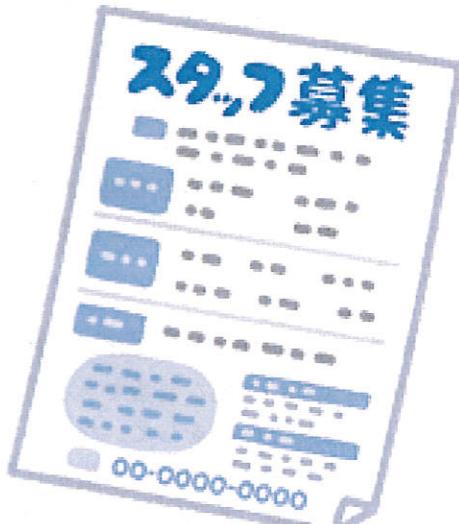
なお、このメールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信しております。

求人広告掲載の際の注意点と無料求人サイト被害に関する情報提供

19.03.11 | オリジナルメルマガ



最近は色々な業種で人手不足、求人についての悩みを伺います。求人についてはハローワークなどで掲載をしている企業様が多いことと存じます。今回は求人広告を掲載する際の注意点と、ここ最近全国的な被害が見られる無料求人広告サイトに関する注意点などについて取り上げます。



○求人広告で載せる事項についての注意点

求人の際には、ハローワークに出す求人票、求人情報誌等に出す求人情報などで勤務の際の時間や・休日・給料等を示している場合が多いのではないかと思われます。実際に採用した後に従業員との間に求人票等に書かれたものと実際の条件が違うという話が出てきた場合は大きなリスクを抱えトラブルに至りますが、こういった求人広告と入社後の労働条件が異なっていたという相談は良く聞かれるところです。

まず、労働基準法上、事前に勤務条件（給料や勤務時間、休日、その他）を明示する義務があります。これは雇用契約をする際に明示する必要がありますので、実際の条件が異なるのであればこの違反による事業者側の処罰の可能性が出てきかねません。また、労働基準法の違反があれば、従業員側から即時の解除することができます。

ちなみに、求人内容自体は当然に契約内容になるものではなく、実際に求人の応募者に面接などをして交渉をして、交渉の結果に応じた条件を示して雇用契約をしたのであれば問題はありません。また、実際の契約内容を了解して異論を述べなかった場合にも雇用契約自体は成立することになります。

ただ、実際にトラブルになるケースは、こうした交渉もなく内容を求人票以上に示すことなく契約したら実際と違っていたということが多いのではないかでしょうか？

この場合には先ほど述べた問題の他に、ハローワークを使った求人票を示していた場合にはさらにリスクが出てきかねません。法律上、虚偽の求人情報を示した場合には事業者側が処罰されると定められています。こうしたリスクの他に、状況によっては損害賠償の支払義務を事業者側が負う場合もあります。

このようなリスクを防ぐためには、求人情報と実際の契約内容の齟齬が出ないようにする・誤解を生まないような努力をする等などの対策を予め取っておく必要があります。

○「無料求人広告サイト」の被害とは？

他方で、昨年秋頃より、昨今の人材不足を背景に、無料広告求人サイト掲載による被害が増えてきているようです。これは、複数の業者・個人により行われているとのことです。業者によりさまざまなケースがあるようで、一概には言えないですが、おおむね求人広告掲載が無料であることを強調して申し込みをさせているものの、無料期間が過ぎたといって、有料更新の手数料を払うように要求するといった被害が報告されています。

○「無料求人広告サイト」契約で手数料の請求をされた場合には？

被害にあった事業者は、前述のようにそもそも無料掲載期間の説明を受けていないにもかかわらず、いきなり更新期間が経過すると有料になるといって更新料の請求を求められる・あるいは無料掲載期間が経過してから請求される、といったケースが多いようです。この場合の、求人広告掲載サイト運用業者との契約内容は、あくまでも求人広告が無料であることを前提にしたものであって、そもそも有料の求人広告掲載については合意がなかった、として有料の求人広告に関する合意は不成立である、との主張が考えられます。求人広告掲載に関する契約は、民法上法律行為ではない事務といえることから、準委任契約であると考えられます。準委任契約は、特約がない限り委任を受けた者は報酬を請求できない、という委任契約の規定が準用されます。ですから、あくまでも求人広告を無料で掲載するという限りで合意したのであれば、広告掲載を依頼した側が別途有料での掲載について合意していない限り、広告掲載業者は料金を請求できることになります。

また、仮に無料掲載に関する申し込み等を行った際に無料掲載期間の限定、その後は有料で自動更新になるなどの記載がされていても（そういう書類を受け取っていた被害者もおられるようです）、説明がなければ契約の重要な要素である料金が発生するかどうかについて、重大な錯誤があったといえることになります。きちんと求人広告業者が説明をしていないのであれば、契約をした会社などが錯誤に陥ったことにつき、求人広告業者側に重大な過失があったといえますので、契約をした会社などから契約は錯誤無効であると主張することで、更新料の支払いを拒むこともできるといえます。さらに、一定期間を過ぎれば有料になるのに、無料のままで掲載できると信じさせ、契約を結ばせたとして詐欺取消の主張をすることも考えられます。

○事業者同士の契約で特定商取引法上の保護は受けられる？

今回被害にあった中小企業等の中には、こういった無料求人広告サイトを運営しているとの業者から電話でしつこく勧誘を受け、やむなく申し込みをしたというところもあるようです。電話で勧誘を受けてから、契約の申込みをした場合には、特定商取引法の「電話勧誘販売」にあたり、広告掲載に関する価格について嘘の事実を告げたといえそうにも思えます。しかし、実は特定商取引法では、適用除外の規定があり、今回のケースのようにサービスに関する契約を営業のために締結した場合には特定商取引法に基づく保護が制限されることになっていますので、注意が必要です。ただ、この点については、事業者同士の契約でも自社の普段取り扱う事業外の事項については、不慣れであるとして、特定商取引法の適用を認めた裁判例もありますので、必ずしも特定商取引法での保護を受けられないという訳ではありません。

以上のとおり、無料求人広告サイトの業者から、無料期間が経過したので、更新料を支払うように言われても、そういう合意がされていない・仮に契約が成立していても錯誤無効である、詐欺を理由に取消する、といった主張は可能です。業者のうち多くはそういう主張をされると特にそれ以上請求してこないようですが、中には更新料の支払いを求められ裁判を起こされたという場合もあるようです。こういった無料求人広告サイトでの被害に遭われたのであれば、まずは弁護士など専門家にご相談されることをお勧めします。

違法な仮差押命令申立後、取引先との間で新たな取引がされなくなった場合の損害についての裁判例紹介

19.03.11 | オリジナルメルマガ



裁判などを起こす前に緊急に相手の財産からお金を回収したい場合に「仮差押え」という手段があります。相手に請求する権利が簡単な資料からありそうといえ、緊急の必要があれば使えます。

他方で、あくまでも簡単な資料から請求する権利があるといえそうというだけで、裁判の結果実際には権利が認められないこともあります。そうなると、「仮差押え」を受けたほうは損害を受けます。そもそも、銀行取引では「仮差押え」でも信用喪失事由とされるなど会社へのダメージは大きなものがあります、そのダメージが損害といえれば損害賠償請求をできますが、どこまでできるのかははっきりしない点もあります。最高裁判所で仮差押えされたことで被った損害の範囲はどこまでなのか、に関する判断が出されました。今回はこの裁判例についてどんな点が判断されたのかなと見てていきます。



○この裁判例で問題になった点は？

この裁判例では、ある製品などについての売買契約を2社で交わした（上告した会社をA社、上告された会社をB社とすると、A社は売主、B社は買主になります）ものの、B社が代金を支払わないため裁判を起こしたのが発端です。第1審の裁判所では、A社の請求の一部が認められましたが、A社・B社とも高等裁判所へ不服申し立てをしました。その後、A社の方が、B社が取引先（デパートのようです）に対して持っている売買代金債権を仮に差し押さえられる申し立てをし、認められたものの、その後保全の必要性がないとして取り消されたことから、第2審でB社がA社に対して、A社による取引先への売買代金債権差し押さえは違法であるとして、不法行為による損害賠償債権で、A社の請求する売買代金債権を相殺する、との主張をしました。争点はA社による仮差押え後に、B社と取引先との間での取引がなくなったことから、本来その取引で得られたはずの利益分が損害といえるかどうかです。

第2審では、結論としてB社の主張する利益分の損害があったと認めています。理由は、

- ・B社と取引先との取引期間が1年半弱
- ・他の同じような取引先との取引状況からみると、仮差押えがなければ少なくとも3年分の利益が得られたはず
- ・取引先が仮差押命令の通知を受けて、B社の信用状況に疑いを持ち以後取引をしない判断をすることは十分考えられ、A社も予想できた

として、仮差押えと取引先との取引で得られなくなった利益分は損害にあたると判断しました。

○最高裁判所の判断は？

これに対して最高裁判所は第2審と異なり、仮差押えと取引先との間で得られたであろう利益分について因果関係はない、と判断しています。理由は、

- ・B社と取引先との間で継続的に取引を行う合意があったと伺えるものがない
- ・取引先からB社に取引の打診は頻繁にあったが、実際に取引に至った件数は7件で、数か月取引がないこともあったことから、将来も取引されると具体的に期待されるまでの事情なし
- ・仮差押えがあったからといって特段の事情がない限り取引先がB社と新たな取引を行うことが妨げられない
- ・B社はかなりの売上高・資産を持っている（売上高は数十億、資産は十数億）会社で、仮差押命令自体、数日後に取り消されているが、取引先は新たに発注しない理由に仮差押えの執行を挙げていた事情を伺われず

といった点から、B社と取引先との間で仮差押申立てで信用がある程度毀損されていたとしても、取引先との取引により得られるはずであった利益分の損害が生じていたと断定できないとしています。

最高裁判所は、それ以外の損害の有無について審理させるため、第2審に差し戻されています。

○不法行為との間で因果関係が認められる損害の範囲とは？

不法行為にあたるとされると、不法行為をした側は、それによって発生した損害を賠償しなければなりませんが、損害の範囲については限定しないと限界なく広がってくる可能性があるため、そこまでの損害を賠償すべきなのかが問題になってしまいます。単に信用がつぶされたといっても、それが何であるかははっきりしません。信用があれば取引ができるはずで、そこで売り上げなどが上がったはずとも言えますが、実際にそう言えるのか・言える部分はどこまでかは大きな問題です。ちなみに、これは後で触れる「消極的損害」の一つの内容といえます。

損害というと、大きく分けると財産についての損害と、非財産的な損害（精神的苦痛に基づく慰謝料など）が挙げられます。このうち、財産的な損害は積極的な損害（たとえば自動車が衝突して自動車のドアなどが壊れた、というケー

スのように不法行為から発生した損害）と、本来得られるべきであったのに得られなかつた消極的な損害（たとえば自動車事故で腰を強打し後遺症が残ったため、収入が下がつた）とに分かれます。

今回問題になっている裁判例では、B社とその取引先との取引が、仮差押えによりなくなつたといえるか、いえるとしてどのくらい利益が得られたはずのものが得られなくなつたのか、という点が問題になつてゐるので、消極的損害のことになります。

消極的損害は、得られたであろう利益の喪失ですので、実際にどれだけの利益が得られる見込みがあつたかが問題になりますし、そういう利益が得られる見込みについて、加害者側が予想できたかも問題になつてきます。

最高裁判所の判断では、B社と取引先とのこれまでの取引状況などを具体的にみて、そもそも取引が仮差押えの存在で妨げられたといえるか、判断しています。B社と取引先については、取引が続くといえるまでの期待が具体的にはなかつたとしている点は今後の取引継続をうかがわせる事情が乏しいことからやむを得ないところだと思います。ただ、仮差押えは通常事業者間の契約では解除事由とされていることが多く、今回のケースにより短期間で取消されるという事情があつたにせよ、会社に対する信用には大きく影響してくるものです。ですから、この最高裁判所の判断のように、ある程度の毀損、という評価でよいかはやや疑問の余地があると思います。

債権回収を確実に行うには、仮差押えは有効な手段ですが、このケースのように保全の必要がないとされてしまうと逆に不法行為責任が発生するので、行うにあたつては注意をする必要があることを示すケースといえます。同時に仮差押えが取り消されたといつても、それにより発生したとされる損害についてはこういった取引状況では認められる範囲が限定されることがある、という点でも押さえておくべき裁判例でしょう。

相手に対してどういった手段が取れるかを、仮差押えを考える側・受けた側ともに考えるべきものですから、意味は大きいものと思われます。

もったいないから止められない『コンコルド効果』の上手な利用法

19.02.26 |



大量生産、大量消費の時代に、物を大切にする

という考え方と共感を呼び、今、日本語の『もったいない』は、『MOTTAINAI』として、世界中に広まっています。

心理学の世界には、そんな『もったいない』と考える心理が作用し、それまで行ってきた投資を止められなくなる『コンコルド効果』というものが存在します。

今回は、具体的な事例と共に、『コンコルド効果』のビジネスでの利用法を見ていきましょう。



さまざまなところで発生する『コンコルド効

果』

『コンコルド効果』とは、あるものにお金や時間を投資することが、今後大きな損失になるとわかっていても、それまで投資してきたものを惜しんでしまい、止められなくなることです。

簡単に言ってしまえば、「途中で止めたらもったいない」「せっかくなのにもったいない」という心理状態のことで、『サンクコスト効果』と呼ばれることもあります。

『コンコルド効果』が語られるとき、一般的にパチンコや競馬などのギャンブルや、株やFXなどの投資が例としてよく取り上げられます。

負けが込んでいて、自分でも“勝ち”が薄いと思っているのに、それまで注ぎ込んだ金額が無駄

になってしまうのが許せずに、さらにお金を注ぎ込んでしまうというのは、よく聞く話ではないでしょうか。

ビジネスやギャンブル、投資以外にもさまざまなところで『コンコルド効果』は発生しています。

たとえば、開始10分でつまらないと感じた映画や小説を、「せっかくお金を払ったんだから」という理由で最後まで観たり読んだりしてしまったり、もう脈はないと思われる異性に對し、「これまでの自分の行動が無駄になってしまうから」と、何度もアタックしたりすることも、『コンコルド効果』の一つです。

では、どうして『コンコルド効果』が発生するのでしょうか。

人には自分自身の行動や発言、態度などは一貫したものでありたいとする『一貫性の原理』という心理があります。

さらに、現状を維持する性質、不都合なことからは目を背けるという性質も備わっています。

これらの心理や性質が関係して、「もったいないから止められない」という『コンコルド効果』を起こしてしまうのです。

『コンコルド効果』を利用したビジネスとは？

『コンコルド効果』は、ビジネスにも応用できます。

たとえば、ポイント制度などは、その代表的な例ではないでしょうか。

小売店で、1,000円購入ごとに1ポイントがつき、20ポイントで500円の割引券がもらえるというサービスがあるとします。

19ポイントまで溜まっている人は、おそらく次回も1ポイントを求めて来店するでしょうし、もしかしたら、そこまで急いで必要なものではなかったとしても、20ポイント達成のために、その場で1,000円分の商品を何か購入してくれるかもしれません。

ここには当然、お客様の「せっかくだから」という心理が働いています。

また、通販サイトなどでよくある『〇〇〇〇円購入で送料無料』も『コンコルド効果』の一つです。

たとえば『1万円分購入で送料無料』と設定した場合、もしユーザーの欲しい商品が9,000円くらいだったとしたら、そのユーザーは、送料を無料にしたいため、1,000円分の商品を追加で購入してくれる可能性は高いといえるでしょう。

まさに、「せっかくなのにもったいない」という心理が働いた状態です。

送料を無料にするラインをいくらに定めるかは、自社の通販サイトの商品の平均額と、消費者の平均購入額の集計データから、求めることができます。

さらに、“ディアゴスティーニ”、“アシェット”といった一つのテーマに絞った付録付きの書

籍販売事業も、消費者の『コンコルド効果』をうまく利用している商売のやり方です。

『切手コレクション』や『プラモデルをつくる』などのシリーズを多数販売しており、より多くの人に興味をもってもらうように、創刊号を通常よりも安い価格に設定。

そのため、テーマと価格に惹かれて創刊号を買った後は、そのまま最終号まで買い続けてしまう人が大勢います。

途中で多少飽きてしまっても、「せっかく集めたのだから」「途中で止めてしまったらもったいない」という心理が働き、多くのユーザーが“完走”するのではないかでしょうか。

このようにビジネスでも広く使われている『コンコルド効果』。

ここに挙げた例を参考にしながら、自社のビジネスに取り入れてみてはどうでしょうか。

もちろん、消費者側に、最終的には「途中で止めず、続けてよかったです」と満足してもらえるような内容にすることは言うまでもありません。

※本記事の記載内容は、2019年3月現在の法令・情報等に基づいています。